

資料

No. 2 - 2

雇用保險關係資料

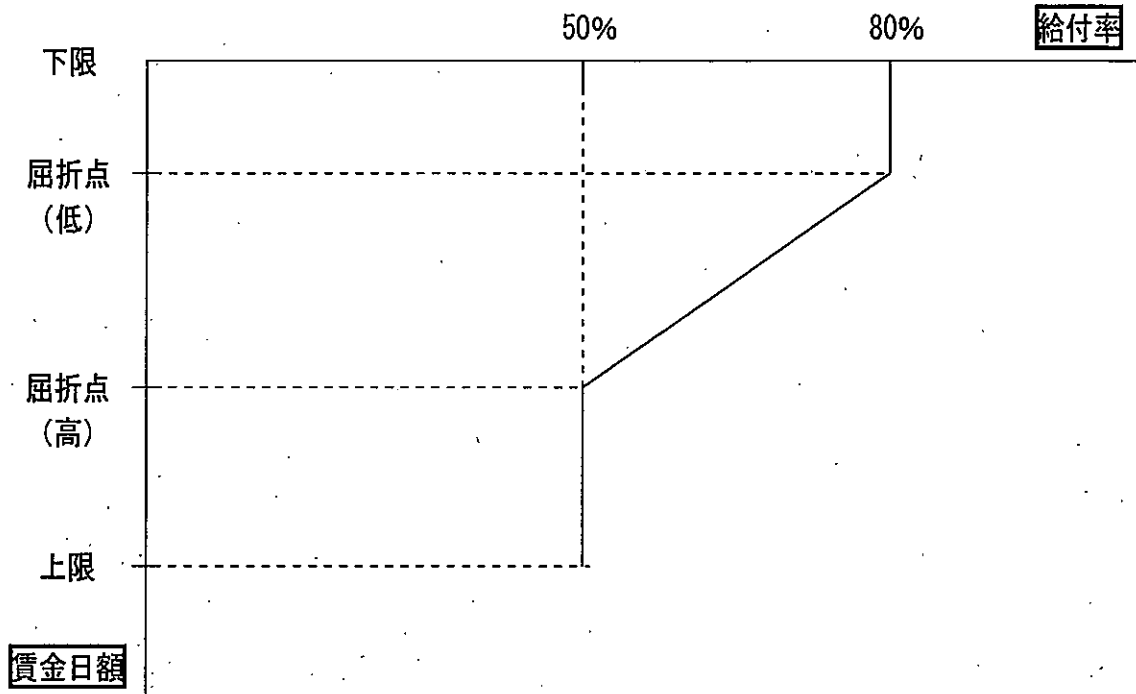
賃金日額の下限額・上限額と給付率の推移(最近10年間の推移)

	賃金日額の下限額	賃金日額の上限額				給付率	
	年齢区分はなし	30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	60歳未満	60歳以上65歳未満
平成13年	4,250 (2,160)	14,590	16,210	17,840	19,450	60~80%	50~80%
平成14年	4,210 (2,140)	14,460	16,070	17,680	19,280	↓	↓
平成15年	2,120	13,060	14,510	15,960	15,460	50~80%	45~80%
平成16年	2,110	12,990	14,430	15,870	15,370		
平成17年	2,070	12,740	14,150	15,560	15,070		
平成18年	2,080	12,790	14,200	15,620	15,130		
平成19年	2,070	12,730	14,140	15,550	15,060		
平成20年	2,060	12,660	14,060	15,460	14,980		
平成21年	2,050	12,580	13,980	15,370	14,890		
平成22年	2,000	12,290	13,650	15,010	14,540	↓	↓

* 賃金日額については、毎年8月1日に毎月勤労統計(厚生労働省)でスライドした額を告示している。

* ()内は短時間労働被保険者の下限額である。

賃金日額の考え方



	現行	考え方(現行)	考え方(改正案)
下限	2,000円	○ 屈折点(低)の1/2(※1)	○ 賃金分布の第1十分位以下の中位数の金額の1/2とする。(※2)
屈折点(低)	3,950円	○ 制度創設時に最低賃金の全国加重平均等を勘案して算出	○ 賃金分布の第1十分位以下の中位数の金額とする。
屈折点(高)	・60歳未満 :11,410円 ・60歳以上65歳未満 :10,230円	○ 賃金分布の第3四分位の高額(賃金水準の高い方から25%とそれ以下を分ける金額)	変更なし (平成21年度の賃金構造基本統計調査の数値を基に、額を再算定)
上限	・30歳未満:12,290円 ・30歳以上45歳未満 :13,650円 ・45歳以上60歳未満 :15,010円 ・60歳以上65歳未満 :14,540円	○ 賃金分布の第3四分位以上の中位数の高額(賃金水準の高い方から12.5%とそれ以下を分ける金額)	変更なし (平成21年度の賃金構造基本統計調査の数値を基に、額を再算定)

(※1) 1/2については、平成12年の法改正で、短時間労働者の日額の下限額が、通常の労働者の日額の下限の1/2(改正前:3/4)に設定されたことに基づく。

(※2) 雇用保険の適用基準である週所定20時間が、労基法上の法定労働時間である週所定40時間の1/2であることに基づく。

(※) 賃金分布については、賃金構造基本統計調査の現金給与額を基に算出。

賃金日額の改正額について

(法律上の額) 平成22年現在 → 改正後(案) (増加額)

上限額

30歳未満	(13,160円)	12,290円	→	12,870円	(+580円)
30歳～45歳未満	(14,620円)	13,650円	→	14,300円	(+650円)
45歳～60歳未満	(16,080円)	15,010円	→	15,730円	(+720円)
60歳～65歳未満	(15,580円)	14,540円	→	15,020円	(+480円)

下限額

(年齢区分無し)	(2,140円)	2,000円	→	2,320円	(+320円)
----------	----------	--------	---	--------	---------

(注) 求職者が受給できる額は、賃金日額に50～80% (60歳以上65歳未満の者については45～80%)
の給付率を掛けて算出する。

※ この改正により、たとえば、賃金日額2,000円の求職者が受給できる額は、月あたり7,680円増えることとなる。

制度改正に伴う財政影響について(試算)

基本手当日額

平年度

日額の引上げに伴う増: 約210億円

注1: 23年度においては、施行日により財政影響は変動する。

再就職手当

平年度

制度改正に伴う支出の増:	約370~500億円(注1)
早期再就職促進による求職者給付抑制:	約270~500億円(注2)
差し引き:	約100~0億円

注1: 再就職手当給付率の引き上げ(支給残日数1/3以上40%→50%、2/3以上50%→60%)に伴う影響額の試算。

注2: 早期に再就職に伴う、求職者給付の抑制効果の試算。

注3: 早期に再就職することにより、新たに被保険者が増えることに伴う保険料収入が別途見込まれる。

注4: 23年度においては、施行日により財政影響は変動する。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
	失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)		
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		↓
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓

雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ($\frac{1}{4} \times 0.55$)
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	↓	(注5)
(平22)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。
- (注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。
- (注6) 雇用保険法の一部を改正する法律(平成22年2月3日公布施行)において、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するとされている。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分：16/1000（労使折半）、二事業分：3.5/1000（事業主負担））
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 12/1000 \text{まで}) \end{array}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 20/1000 \text{まで}) \end{array}$$

{ ※ 21年度決算額による計算 = 2.65 → 平成23年度の保険料率を12/1000まで引下げ可能 }

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

{ ※ 21年度決算額による計算 = ▲0.07 }

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

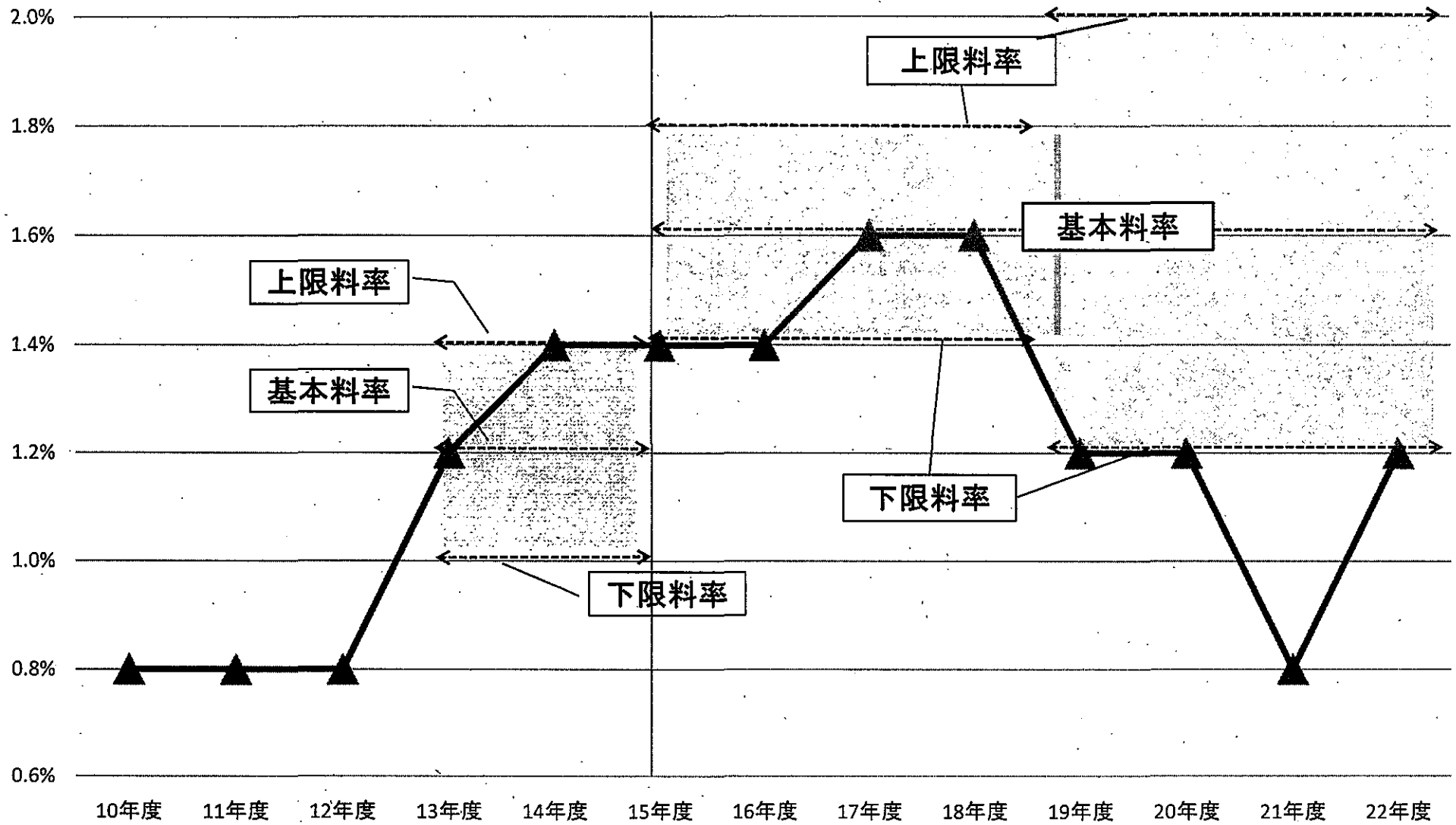
失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法 の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法 の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

失業等給付にかかる保険料率の推移



総括表

失業等給付の財政収支の試算（平成22年度～平成27年度）

雇用情勢	支出水準	国庫負担 (23年度以降)	保険料率		備考
			(23年度)	(24年度以降)	
<p><u>ケースA</u></p> <p>※ 支出が23年度概算要求ベースで推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - " 	原則 (1/4)	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度以降 1.2% (弾力) 	(ケースA)
		現行 (1/4×0.55)		<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度 1.2% (弾力) ・26年度 1.2% (") ・27年度 1.6% (法定料率) 	(ケースA-2)
<p><u>ケースB</u></p> <p>※ 支出が23年度以降、さらに悪化（約3千億円増）で推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 + 3千億円増 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - " 	原則 (1/4)	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度 1.6% (法定料率) ・25年度 1.6% (") ・26年度以降 1.2% (弾力) 	(ケースB)
		現行 (1/4×0.55)		<ul style="list-style-type: none"> ・24年度以降 1.6% (法定料率) 	(ケースB-2)
<p><u>ケースC</u></p> <p>※ 支出が23年度以降、極端に悪化（約6千億円増）で推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲2.8% (過去10カ年最低値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・22年度 - 22年度予算 ・23年度 - 23年度概算要求 + 6千億円増 ・24年度 - " ・25年度 - " ・26年度 - " ・27年度 - " 	原則 (1/4)	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度以降 1.6% (法定料率) 	(ケースC)
		現行 (1/4×0.55)			(ケースC-2)

ケースA

失業等給付の収支試算

(国庫負担原則率ベース)

(単位：億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収入	20,508	22,258	23,362	28,821	22,343	21,856	21,381
支出	22,481	29,459	24,822	24,822	24,822	24,822	24,822
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 1,460	3,999	▲ 2,479	▲ 2,967	▲ 3,441
積立金残高	53,870	42,269	39,809	43,808	41,329	38,362	34,921
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	2.26倍	2.68倍	2.29倍	2.13倍	1.96倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.2%	1.2%	1.2%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額(事項要求含む)、24年度以降は1000分の1当たり保険料(23'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースA-2

失業等給付の収支試算（ケースAベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収入	20,508	22,258	21,351	26,810	20,333	19,845	24,858
支出	22,481	29,459	24,822	24,822	24,822	24,822	24,822
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 3,471	1,988	▲ 4,490	▲ 4,978	36
積立金残高	53,870	42,269	37,798	39,786	35,296	30,319	30,355
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	2.08倍	2.41倍	1.93倍	1.69倍	1.91倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	2%	1.2%	1.6%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースB

失業等給付の収支試算

(支出が23年度概算要求からさらに悪化 (約3千億円増) して推移するケース)

(単位: 億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収入	20,508	22,258	23,947	29,368	28,703	22,451	21,980
支出	22,481	29,459	28,205	28,205	28,205	28,205	28,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 4,258	1,163	499	▲ 5,754	▲ 6,225
積立金残高	53,870	42,269	37,011	38,174	38,673	32,919	26,694
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.79倍	2.05倍	2.05倍	1.58倍	1.31倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額(事項要求含む)、24年度以降は1000分の1当たり保険料(23'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

失業等給付の収支試算（ケースBベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
収入	20,508	22,258	21,598	27,020	26,355	25,709	25,081
支出	22,481	29,459	28,205	28,205	28,205	28,205	28,205
差引 剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 6,607	▲ 1,185	▲ 1,850	▲ 2,496	▲ 3,124
積立金残高	53,870	42,269	34,663	33,477	31,628	29,132	26,008
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.61倍	1.78倍	1.68倍	1.55倍	1.41倍

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1） 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。

（注2） 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースC

失業等給付の収支試算

(支出が23年度概算要求から極端に悪化 (約6千億円増) して推移するケース)

(単位: 億円)

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
収入	20,508	22,258	24,697	30,118	29,453	28,807	28,179
支出	22,481	29,459	31,205	31,205	31,205	31,205	31,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 6,508	▲ 1,087	▲ 1,751	▲ 2,397	▲ 3,025
積立金残高	53,870	42,269	34,761	33,674	31,923	29,525	26,500
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.45倍	1.60倍	1.52倍	1.41倍	1.28倍

	21年度 (実績)	22年度 (予算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

(注1) 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額(事項要求含む)、24年度以降は1000分の1当たり保険料(23'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースC-2

失業等給付の収支試算（ケースCベース）

（国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース。）

（単位：億円）

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
収入	20,508	22,258	22,011	27,432	26,768	26,121	25,494
支出	22,481	29,459	31,205	31,205	31,205	31,205	31,205
差引剰余	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 9,194	▲ 3,773	▲ 4,437	▲ 5,083	▲ 5,711
積立金残高	53,870	42,269	32,075	28,302	23,865	18,782	13,071
弾力倍率	2.65倍	1.72倍	1.26倍	1.32倍	1.14倍	0.94倍	0.72倍

	21年度 （実績）	22年度 （予算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）	27年度 （試算）
保険料率	0.8%	1.2%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1） 収入は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度は概算要求額、24年度以降は1000分の1当たり保険料（23'要求ベース）×保険料率にて算出しており、支出は21年度は決算額、22年度は予算額、23年度以降は概算要求ベースに支出が6千億円増加すると仮定して計上している。

（注2） 保険料率は23年度は1.2%、24年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、24年度以降▲2.8%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

